

【新型コロナウイルス関連情報】
アイルランド在留資格の2か月間自動更新
(5月15日発出領事メール)

アイルランド入国管理局 (INIS:Irish Naturalisation and Immigration Service) は、在留資格の自動更新措置について発表しました。

1 INIS は 5 月 13 日、現在有効なアイルランドの在留資格が 5 月 20 日から 7 月 20 日までの間に失効する場合、同じ条件で自動的に 2 か月間更新されると発表しました。

また、INIS は 3 月 20 日、同日から 5 月 20 日の間に失効する在留資格は自動的に 2 か月間更新されると発表 (※注) しましたが、この 3 月 20 日の措置により自動更新された在留資格も今回新たに発表された措置の対象となります。

詳細については、以下の INIS ホームページの「Notice 2: New COVID-19 measures for Immigration and International Protection permissions to reside in the State that are due to expire between 20/5/2020 and 20/7/2020」を参照下さい。

※INIS ホームページ : <http://www.inis.gov.ie/>

(※注) 3 月 25 日付の領事メールを参照ください。 : <https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/100035015.pdf>

2 なお、ダブリンの外国人登録事務所及びダブリン以外の在住者が外国人登録を行う警察署の登録事務所は、3 月 20 日から引き続き一時閉鎖しています。

3 アイルランド政府は、本日 (5 月 15 日) 時点のアイルランドにおける新型コロナウイルス感染症の累計症例数を 23,956 件、累積死亡者数を 1,518 名と発表し、2 月 29 日に最初の感染者を確認して以降、増加が続いています。

<https://www.gov.ie/en/press-release/d81ecd-statement-from-the-national-public-health-emergency-team-friday-15-m/>

4 新型コロナウイルス関連情報については、在アイルランド日本国大使館としても最新の情報の収集に努めていますが、在留邦人及び渡航者の皆様におかれましても、アイルランド政府の示したガイドラインに従い、不要不急の外出を控え、手洗いうがいをこまめにする等、感染予防に万全を期してください。当大使館のウェブサイトにも、新型コロナウイルス関連情報を掲載しており、今後も随時更新していきますので、下の URL から参照してください。

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html

5 アイルランドの公的医療サービス提供母体である保健サービス委員会 (HSE) や、保健行政を司る保

健省(Department of Health)等の政府機関ウェブサイトは、新型コロナウイルスの国内感染状況や対応措置についての最新情報を掲載しています。

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www>

<アイルランド政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/>

6 万一、新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には、下記代表電話にご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

住所 : Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号 (代表) : 01-202-8300

E-mail (領事班) : consular@ir.mofa.go.jp